

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額(月額)				
		3歳未満児		3歳以上児		
階層区分	定義	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	
第1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	
第2	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	
第3	市町村民税所得割非課税世帯	※0円 10,300円	※0円 10,500円	0円	0円	
第4-1	市町村民税 課税額	32,000円未満	※7,450円 15,900円	※7,600円 16,200円	0円	0円
第4-2-a		32,000円以上 48,600円未満	※7,900円 16,800円	※8,050円 17,100円	0円	0円
第4-2-b		48,600円以上 57,700円未満	※8,400円 16,800円	※8,550円 17,100円	0円	0円
第4-2-c		57,700円以上 64,000円未満	※8,400円 16,800円	※8,550円 17,100円	0円	0円
第4-3-a		64,000円以上 77,101円未満	※8,800円 17,600円	※9,000円 18,000円	0円	0円
第4-3-b		77,101円以上 97,000円未満	17,600円	18,000円	0円	0円
第5-1		97,000円以上 121,000円未満	23,500円	24,000円	0円	0円
第5-2		121,000円以上 145,000円未満	24,900円	25,400円	0円	0円
第5-3		145,000円以上 169,000円未満	26,200円	26,700円	0円	0円
第6-1		169,000円以上 213,000円未満	32,300円	32,900円	0円	0円
第6-2		213,000円以上 257,000円未満	34,200円	34,800円	0円	0円
第6-3		257,000円以上 301,000円未満	35,900円	36,600円	0円	0円
第7-1		301,000円以上 333,000円未満	39,700円	40,400円	0円	0円
第7-2		333,000円以上 365,000円未満	43,400円	44,200円	0円	0円
第7-3		365,000円以上 397,000円未満	47,100円	48,000円	0円	0円
第8		397,000円以上	61,300円	62,400円	0円	0円

- (1) 第2階層から第4階層に属する世帯がひとり親世帯又は、在宅障がい児(者)のいる世帯に該当する場合は、※の保育料とする。
- (2) 第3～8階層については、生計を一にしている父母の課税合算額を基本として決定する。
- (3) 満3歳に達した日の属する年度中の2号認定の保育料は、3号認定の額を適用する。
- (4) 市町村民税所得割額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除による控除前の額とする。
- (5) 生計を一にする第2子以降の児童が保育所へ入所している世帯にあつては、前(3)、(4)の規定にかかわらず、入所児童のうち当該世帯の第2子以降の児童の保育料は0円とする
- (6) 前各号の規定により算出された保育料に、10円未満の端数があるときは、それを切り捨てるものとする。
- (7) 管内公立保育所に通所する満三歳以上保育認定子ども(2号認定)については、保育料とは別に副食費として月額4,500円を収めるものとする。ただし、副食費徴収については、国減免・自治体独自減免両制度により、対象児童全てを免除することとする。